

本会議の映像はYouTubeにアップロードしております。
一般質問のページに掲載しているQRコードから動画を視聴することができます。



無会派
瀬庭大輔 議員
が問う！

子供たちの特性の支援として
五歳児健診の実施が必要である！！

乳幼児健診について

乳幼児健診は、赤ちゃんの健康や成長を確認し、専門家に相談できる場である。三歳児半健診以降、集団生活に触れ、子供たちの特性が見えてくる。その後の就学半年前の健診では、必要な支援を受けられない事があり、五歳児健診の実施が必要である。子供の特性を理解し、相談できる機会を増やすべきと考え、質問する。

Q. 五歳児健診の実施について問う。

A. 市は、現段階においては五歳児健診を実施していないが、発達障がい、就学への大きな課題と捉



にし
愛澤俊行 議員
が問う！

最後は区長や民生委員・
相談員が困ることになる！！

飼い猫の

不妊去勢手術について

高齢者や障がい者等の世帯で、寂しさの軽減や愛らしさを求め、猫を飼い育てる方が増えている。入院や入所、体力や判断力の低下により飼育が困難な事態になると、猫を放し、野良猫になる。高齢者世帯等が猫の将来と自分の今後を考えられるうちに、市として不妊去勢手術の制度や助成を考えられないかを問う。

Q.

高齢者のみ世帯や障がい者の世帯に飼われている猫の不妊去勢手術の必要性について問う。



にし
横山和雄 議員
が問う！

熊に対する市の対策は
どうなっているのか！！

熊の出没について

令和5年度の全国における熊の出没件数は、環境省の資料によると、前年約1万1,000件だったものが、約24,000件と増加し、人身被害は月別統計を開始した平成18年以降、最高の200人を超える被害に遭っている。

市にも出没し、最近出没した山上堀坂地内は、住宅地にほぼ近く、熊が身近に迫ってきている中で、重大な被害に遭う前に対策をする必要性があると考え、質問する。

Q.

熊対策について伺う。

え、発達相談会等を通じて早期発見に努めるとともに、保育園等を巡回して発達状況が気になる児童の相談・支援などを行っている。

市としては、全ての五歳児を対象とした健診は、発達障がいや早期に発見でき、就学前までに適切な支援に繋がれると考えられるため、相馬郡医師会及び市内小児科医と協議を進め、実施に向けて検討してまいりたいと考えている。

Q. 乳幼児相談会の実施状況について。

A. 発達の遅れや成育に関して心配等がある、未就学児を対象とした、発達相談会及び言語相談会を予約制により行っており、希望する方から保健センターに連絡をいただき、申し込みを受け付けている。

はじめに発達相談会では、心理士による発達検査及び専門相談や保健指導のほか、養育面での子供への適切な接し方についてのアドバイスや、必要に応じて、より専門的な医療機関や療育機関の情報提供などを行っている。実施状況は、令和5年度は18回開催し、参加者人数は32人である。

言語相談会では、言語聴覚士による発達・言語検査をはじめ、言語の成長を促す指導や保護者が児童へ言葉かけする際の助言などを行っている。実施状況は、令和5年度は12回開催し、参加者人数は26人である。

その他の質問

○市内小中学校の適正規模・適正配置について



動画は ↓ ↑こちらから↑

A. 猫は繁殖力が非常に高いこともあり、環境省は、動物愛護法に規定する「繁殖制限」に基づき、むやみに増えすぎないように、不妊去勢手術を努力義務として推奨している。

また、県内の動物愛護管理業務を所管する福島県動物愛護センターにおいても、「猫を出さない」「猫を捨てない」「猫を増やさない」の猫の3ない運動として不妊去勢手術を含む取組の啓発を行っている。

これらの環境省と福島県の取組を踏まえ、市としても、飼い主が高齢者や障がい者世帯であるか否かにかかわらず、全ての猫の飼い主に、周りに迷惑をかけることや不妊去勢手術をすること等の適正飼育が、飼い主の責務であると認識していただきたいと考えている。

Q. 不妊去勢手術に係る費用補助の在り方や制度助成について問う。

A. 猫の不妊去勢手術については、動物愛護法に基づき飼い主の責務の一つとして、飼い主が実施すべきものである。

市としては、猫に限らずペットを飼う全ての市民に対し、不妊去勢手術を含めた飼育マナーの理解促進を図るため、広報そうま等により周知啓発に努める。

なお、不妊去勢手術を行った飼い主に対してその費用を補助することについては、公平性・公益性、さらには財源の妥当性の観点から課題もあるので、今後の検討課題とする。



動画は ↓ ↑こちらから↑

A. 市は市民から熊の目撃情報が寄せられた場合には、①市民への情報発信及び関係機関との情報共有②職員による現地調査③相馬市鳥獣被害対策実施隊による捕獲駆除の対応をとっている。

まず、情報発信については、いち早く市民へ伝達するために防災メールを活用し、熊の目撃場所や目撃時刻などの情報を発信している。さらに、市教育委員会及び目撃情報のあった周辺地域の行政区長や相馬警察署とも情報共有し、注意喚起を行っている。なお、相馬警察署においては、目撃情報が寄せられた地域の巡回パトロールを行い、市民の生活安全確保に協力していただいている。

次に、現地調査については、市職員が現地へ出向き、獣の特定に関わる足跡や糞などの形跡の調査・確認を行っている。

そして、市は、相馬市鳥獣被害対策実施隊の協力も得ながら、目撃情報があった付近に捕獲のための罠設置を依頼し、捕獲駆除に努めている。

市としても、今後の関係機関と連携を密にし、目撃情報があつた場合には、市民へ速やかに周知を行い、注意喚起の徹底を行っていく。

なお、令和元年に熊の存在が確認されて以降、農作物や人への具体的な被害報告はない。

その他の質問

○こどもの教育環境について



動画は ↓ ↑こちらから↑

